

令和2年度後期 納付金延納・分納の手続きについて

新型コロナウイルスの影響等で経済的に厳しく学費の納入が期日に間に合わない時は、本学では以下の制度が利用できます。

1. 納付金・諸会費等の納入について

後期 納付期日 10月26日(月)

届け出た金融機関の口座振替により納入

2. 分納・延納

経済的事情などにより、期日までに納入できないときは、「納付金等分納願」「納付金等延納願」を提出し許可をうけてください。

提出先：学生課(郵送可)

提出期限：**令和2年10月6日(火)必着**

◆分納

後期の納付額を2回に分けて納入することになります。

分納期日…後期 1回目11月26日まで・2回目1月26日まで

それぞれ後期納付額の半額を納入しなければいけません。

◆延納

納入期日を1月26日まで延長することができます。

詳細については学生課(0721-24-0384)に問合せください。

「納付金等分納願」「納付金等延納願」の用紙は学内ポータルサイト・Webフォルダ・届出用紙からダウンロードできます。

「納付金等分納願」「納付金等延納願」記入上の注意について

- ①黒ペンで記入してください。(消せるボールペンは不可)
- ②誤字訂正は、二重線を引き抹消し、訂正印を押印のうえ、余白に書き直してください。(修正テープ、修正液の使用は不可)
- ③本人と保証人は異なる印鑑(朱肉印)を押印してください。
(シャチハタ等のスタンプ印は不可)

以上